

令和8年度 固定資産税(償却資産)申告の手引き

平素より、税務行政につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税の対象となる償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになっております。(地方税法第383条)

申告期限は、**令和8年2月2日(月)**となっておりますが、期限間近になりますと窓口が混雑いたしますので、早めの申告にご協力お願い致します。

郵便での受付も行っておりますので、申告書の控えが必要な場合は、返信用封筒に切手を貼り同封してください。(返信用封筒が同封されていない場合は控えをお返し出来ませんのでご了承ください)

なお、地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用したインターネットによる償却資産の申告にご協力お願い致します。(eLTAXの詳しい内容につきましては、7ページをご参照ください)

＜目 次＞

1 申告していただく方	2	11 国税との比較	6
2 申告していただく資産	2	12 調査協力のお願い	7
3 申告の必要のない資産	2	13 申告書について	7
4 業種別の主な償却資産の具体例	3	14 eLTAXの詳しい内容や手続き、お問い合わせ先について	7
5 建物附属設備にかかる償却資産と家屋の区分	3・4	申告書等の記載要領	8～13
6 非課税資産について	4	I 償却資産申告書の記載要領	8・9
7 課税標準の特例について	4	II 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記載要領	10・11
8 評価額等の算出について	5	II 種類別明細書(減少資産用)の記載要領	12・13
9 賦課期日と事業年度について	6	15 主な減価償却資産の耐用年数表	14・15
10 少額償却資産等の取扱い	6	16 申告書の提出を会計事務所等に依頼している方へ	16

＜申告書の提出先および問い合わせ先＞

〒271-8588
松戸市根本387番地の5
松戸市 財務部 固定資産税課
償却資産担当
電話 047(366)1111(代表)
内線 2576・2577
FAX 047(365)9488

課税標準の特例等についての詳細な記載、償却資産申告書及び種類別明細書のダウンロードについては下記のホームページをご参照ください。
URL <http://www.city.matsudo.chiba.jp/>
ぐらし→税金→固定資産税・都市計画税
→償却資産に対する課税



松戸市

1. 申告していただく方

令和8年1月1日現在、松戸市内に事業用の償却資産を所有している方(松戸市内の他の事業者に貸付けているものを含む)

※ 申告書の記入方法についてはP7「13. 申告書について」及びP8~13「申告書等の記載要領」を参照してください。

2. 申告していただく資産

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形減価償却資産のうち、税務計算上減価償却と認められるもの(P2「3. 申告の必要のない資産」で掲げられたものを除く)が申告の対象となり、おおむね次のようなものが該当します。

- (1) **耐用年数が1年以上で取得価額または製作価額が10万円以上の資産**
(P6 「10. 少額償却資産等の取扱い」参照)
- (2) **大型特殊自動車**(車種別番号9、90~99及び900~999、0、00~09及び000~099)
- (3) **資本的支出としての改良費**(本体とは別に申告が必要です)
- (4) 企業会計上、**簿外資産**として取扱われている資産であっても事業の用に供されているもの
- (5) **法定の減価償却が終わっている資産**であっても事業の用に供しているもの
- (6) **遊休未稼働の資産**であっても、事業の用に供する目的をもって所有され、事業の用に供することができる状態にあるもの
- (7) 企業会計上、**建設仮勘定**で計上されている資産であっても、その全部又は一部が現に事業の用に供されているもの
- (8) **割賦購入資産**(所有権移転ファイナンスリース)で割賦代金が完済されていないため売主に所有権が留保されている資産について(原則として買主が申告してください)
- (9) 資産の所有者が、**他の者に貸付けて**その貸付先で事業の用に供されている資産(ただし、その所有者が資産の貸付けを業としている場合は、貸付けられた資産が貸付先で事業の用に供されていると否とにかかわらず申告が必要です)
- (10) **共同住宅・有料駐車場などの用に供している償却資産**

償却資産の種類と主な内容

種類		主な内容
第1種	構築物	外構工事、舗装路面、植栽、門扉、電気設備(受変電設備、屋外照明等) LAN設備(配線含む)など ※賃貸物件においては、賃借人が取り付けた附帯設備(内装工事等)の建物附属設備も申告の対象となります。
第2種	機械及び装置	工作機械、印刷機械、各種製造設備、太陽光発電設備など
第3種	船舶	モーターボート、水上バイク、遊覧船
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプターなど
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車、トラクター、フォークリフトなどで 自動車税・軽自動車税の種別割の課税客体とならない車両 ※小型特殊自動車に該当する場合は、公道を走行するしないに関わらず軽自動車税の課税対象となります。
第6種	工具・器具及び備品	エアコン、パソコン、テレビ、看板など

3. 申告の必要のない資産

次のような資産は、課税の対象になりませんので、申告の必要はありません。

- (1) **自動車税・軽自動車税の種別割の課税客体となるもの(大型特殊自動車は除く。)**
- (2) 生物(ただし、観賞等に使用する時は申告の対象です)
- (3) 無形減価償却資産(ソフトウェア・営業権・商標権・意匠権・特許権・著作権等)、電話加入権
- (4) 繰延資産(開業費・研究費等)
- (5) 時の経過により価値が減少しない美術品等(取得価格が1点100万円以上の骨董等)
- (6) 個人は平成11年分所得税、法人は平成10年4月1日以後開始する事業年度以降において、税務会計上、
 - ①取得価額が10万円未満のもので、一時に損金に計上したもの
 - ②取得価額が20万円未満のもので、3年間の一括償却としたもの
- (7) たな卸資産(貯蔵品・商品等)

4. 業種別の主な償却資産の具体例

業種	具体例
共通	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、植栽、門、扉、外構、広告塔、中央監視制御装置、看板、応接セット、エアコン、パソコン、太陽光発電設備、LAN設備(配線含む)等
小売業	冷蔵庫、冷凍庫、レジスター、自動販売機、陳列ケース、陳列棚、日よけ等
飲食業	厨房設備、冷蔵庫、冷凍庫、製氷機、カラオケセット、テーブル、イス、レジスター、放送設備等
理容・美容業	パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
不動産貸付業	門扉、フェンス、植栽、外灯、自転車置場、駐車場舗装、受変電設備(キュービクル)、屋外給排水、電力引込設備、防犯カメラ、郵便受、宅配ボックス、よう壁(土留め)、側溝等
駐車場事業	柵、照明等の電気設備、駐車装置(機械設備、ターンテーブル)、駐車場料金精算機等
農業	ビニールハウス、農耕用車両(小型特殊自動車を除く)、温室管理装置や乾燥機など農業用機械設備、農業用器具
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルトーナー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
製造業	食料品製造設備、金属製品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、特定の生産・業務用のための電気・ガス・空調設備等
娯楽業	パチンコ台、パチスロ台、ゲーム機、両替機、玉貸機、カード発行機、島台、店内放送設備、防犯監視設備、事務機器等
医療業	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置、心電計、電気血圧計、CT装置、MRI装置、各種検査機器)、各種事務機器等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、独立キャノピー等
宿泊業	ルームインジケータ設備、調光設備、放送設備、洗濯設備、厨房設備、カラオケセット、カーテン、テレビ、ベッド、冷蔵庫等

5. 建物附属設備にかかる償却資産と家屋の区分

建物附属設備とは、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備などの家屋と一体となって家屋の効用を高める設備をいいます。固定資産税における取扱いでは、家屋と償却資産を区分して評価しています。

家屋と設備の所有者が同一の場合に、償却資産として取扱うものは、次の要件を満たすものです。

- ① 構造的に家屋と一体でないもの(屋外給水設備、独立煙突等)
- ② 家屋から独立した機械及び装置として性格の強いもの(受変電設備)
- ③ 特定の生産又は業務に使用されるもの(動力用配線設備等)
- ④ 単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの(ルームエアコン等)
- ⑤ 顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル等の厨房設備等)

*共同住宅・賃貸マンション等の用に供している資産について

共同住宅・賃貸マンション等を所有し、エレベーターが設置されている建物は、その動力設備としての変電設備、また、敷地内に駐車場および植栽等を施してある場合も償却資産として、申告の対象となります。

*テナントが取り付けた附帯設備について

テナントが取り付けた、内装、電気設備、給排水設備などの特定附帯設備については、法第343条第10項及び市税条例第69条第6項の規定により、テナント側で申告することになります。

償却資産と家屋の区分表

	設備等の内容	家屋と建築設備等の所有関係			
		同じ場合		異なる場合	
		家屋	償却資産	家屋	償却資産
1	床、壁、天井仕上げ等	○			○
2	工場等の動力源である電気設備		○		○
3	ビル等における受変電設備(キュービクル等)、発電機設備、蓄電池設備		○		○
4	中央監視制御装置、電話交換機		○		○
5	電話設備(4に該当するものを除く)	○			○
6	冷凍倉庫における冷凍設備		○		○
7	ネオンサイン、スポットライト、投光器、水銀灯		○		○
8	屋外に設置された給水塔、独立煙突、屋外供給本管		○		○
9	屋内の給排水設備、衛生設備、ガス設備	○			○
10	生産事業用の給排水設備、生産事業用のガス設備		○		○
11	空調設備(家屋と一体のもの)	○			○
12	ルームエアコン(壁掛型、ウインド型)		○		○
13	昇降機設備	○			○
14	消火、排煙、火災報知機設備	○			○
15	エアーカーテン及びドア自動開閉設備	○			○
16	外構工事		○		○
17	店舗造作、間仕切り(簡易な間仕切りは全て償却資産に該当)	○			○

6. 非課税資産について

地方税法第348条の規定に該当する償却資産は、固定資産税が非課税となります。

該当する資産を所有されている方は、非課税申告書に非課税の事由を証明する書類等を添付して提出してください。ご不明な点やさらに詳しい内容を知りたいときは、償却資産担当までお問い合わせください。

7. 課税標準の特例について

税負担の軽減を図るために、地方税法第349条の3及び本法附則第15条など課税標準の特例が規定されています。該当する資産を所有されている方は、届出書及び添付書類を提出してください。詳細については、松戸市のホームページ(URL及びQRコードについては表紙下段を参照)をご覧になるか、償却資産担当までお問い合わせください。

対象資産	取得期間	適用期間	特例率	提出書類
水質汚濁防止法による特定施設に係る汚水又は廃液の処理施設	令和 6年4月1日～ 令和 8年3月31日	期限なし	2分の1	・「特定施設設置（使用・変更）届出書」の受理証の写し ・処理過程（処理フロー）図の写し
中小企業等経営強化法による先端設備等導入計画に基づき取得した資産	(1) 貸上げの表明 無し 令和 5年 4月1日～ 令和 7年 3月31日	3年間	2分の1	(1)～(4)共通 ・先端設備等導入計画認定書の写し ・先端設備等導入計画申請書の写し ・投資計画に関する確認書の写し
	(2) 貸上げの表明 有り 令和 6年 4月1日～ 令和 7年 3月31日	4年間	3分の1	
	(3) 1.5%以上貸上げの表明 有り 令和 7年 4月1日～ 令和 9年 3月31日	3年間	2分の1	(2)～(4)共通 ・従業員へ貸上げ方針を表明したこと を証する書面の写し
	(4) 3%以上貸上げの表明 有り 令和 7年 4月1日～ 令和 9年 3月31日	5年間	4分の1	

※ この表は一部について例示したもので、すべてを記載してはいません。

8. 評価額等の算出について

償却資産の評価額(1月1日現在)は、申告いただいた資産を1件ずつ取得年月、取得価額及び耐用年数に応じた減価率を基本として算出します。

償却資産の課税標準額は、定率法による個々の資産の評価額を合計したものとなります。なお、個々の資産の評価額を合計した課税標準額が150万円(免税点)未満の場合には、課税されません。

※評価額の算出について

ア 前年中に取得のもの 取得価額 × 前年中取得のものの減価残存率 = 評価額
イ 前年前に取得のもの 前年度評価額 × 前年前取得のものの減価残存率 = 評価額

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は5%でとどめます。

【減価残存率表】

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得	前年前取得		前年中取得	前年前取得		前年中取得	前年前取得
-			11年	0.905	0.811	21年	0.948	0.896
2年	0.658	0.316	12年	0.912	0.825	22年	0.950	0.901
3年	0.732	0.464	13年	0.919	0.838	23年	0.952	0.905
4年	0.781	0.562	14年	0.924	0.848	24年	0.954	0.908
5年	0.815	0.631	15年	0.929	0.858	25年	0.956	0.912
6年	0.840	0.681	16年	0.933	0.866	26年	0.957	0.915
7年	0.860	0.720	17年	0.936	0.873	27年	0.959	0.918
8年	0.875	0.750	18年	0.940	0.880	28年	0.960	0.921
9年	0.887	0.774	19年	0.943	0.886	29年	0.962	0.924
10年	0.897	0.794	20年	0.945	0.891	30年	0.963	0.926

※ これは固定資産税に係る残存率表であり、国税の残存率とは別になります。

(例) 取得価額 300,000円、令和7年3月に取得、耐用年数4年のパソコンの場合

耐用年数4年 前年中取得のものの減価残存率 …… 0.781

耐用年数4年 前年前取得のものの減価残存率 …… 0.562

令和8年度 = 300,000円 × 0.781 = 234,300円

令和9年度 = 234,300円 × 0.562 = 131,676円

令和10年度 = 131,676円 × 0.562 = 74,001円

令和11年度 = 74,001円 × 0.562 = 41,588円

令和12年度 = 41,588円 × 0.562 = 23,372円

令和13年度 = 23,372円 × 0.562 = 13,135円 < 15,000円 (小数点以下は切り捨て)

※ 6年目で、算出額が取得価額の5%(15,000円)より小さくなるため、6年目以降は取得価額300,000円の5%にあたる15,000円で評価されます。

※税額の算出方法について

償却資産課税台帳の登録価格(課税標準額)に税率の100分の1.4を乗じた額が税額となります。

(例)課税標準額が12,345,678円の場合、
課税標準額(1,000円未満切捨)×税率(1.4/100)=税額
12,345,000円 × 0.014 = 172,830円
税額は、100円未満を切り捨てた172,800円となります。

年税額が172,800円場合、納税額は、
1期分(4月末日) 43,800円
2期分(7月末日) 43,000円
3期分(11月末日) 43,000円
4期分(1月末日) 43,000円

9. 賦課期日と事業年度について

固定資産税(償却資産)の賦課期日は、1月1日です。企業の事業年度の末日が賦課期日と異なる場合で、事業年度末以降までに資産の増加又は減少の移動があったときは、必ずそれらの増減資産についても申告してください。

10. 少額償却資産等の取扱い

取得価額	償却方法	
30万円以上	個別減価償却	
20万円以上	30万円未満	中小企業者等の少額特例(※3)
10万円以上	20万円未満	3年一括償却(※2)
10万円未満	必要経費 損金算入(※1)	



申告対象となる資産



申告対象外となる資産

※1 取得価額が10万円未満または使用可能期間が1年未満の資産を一時に損金(必要経費)に算入するもの。

※2 取得価額が20万円未満の資産を3年で均等償却するもの。

※3 取得価額が10万円以上30万円未満の資産を一時に損金(必要経費)に算入するもの。
(租税特別措置法)

取得価額が10万円未満で中小企業者等の少額特例を適用できる資産は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得したもの。

11. 国税との比較

	国 税	固定資産税(償却資産)
償却計算の期間	事業年度	暦年(賦課期日制度1月1日現在)
減価償却の方法	定率法・定額法の選択制度	定率法(国税とは別の率による)
前年中の新規取得資産	月割償却(一定の場合は簡便償却)	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度	認められる	認められない(圧縮前の取得価額を記入)
特別償却・割増償却	認められる(租税特別措置法)	認められない
増加償却	認められる(所得税・法人税法)	認められる
評価額の最低限度	備忘価額1円まで償却可(※注意)	取得価額の100分の5
改良費	合算評価	区分評価

(※注意)国税において、備忘価額1円まで償却しても固定資産税(償却資産)では申告は必要です。

12. 調査協力のお願い

① 実地調査について

地方税法第353条(質問検査)、地方税法第354条の2(所得税又は法人税に関する書類の閲覧等)及び第408条(実地調査)に基づいて電話での問い合わせや資料の提供依頼及び実地調査を行うことがありますので、その際はご協力ををお願いいたします。

また、上記の調査等に伴い修正申告をお願いすることがあります、**その場合の課税年度は現年度だけではなく、償却資産の取得時期に応じて5年間まで遡及となります。**

② また、その後の実地調査を効率的に行わせていただくため、償却資産申告書を提出される際、法人税の申告や確定申告の際に添付している減価償却資産明細書等、減価償却資産の内訳が確認できる書類もご提出いただけすると、申告されている内容との照合を行うことが可能となりますので、申告時の当該書類のご提出にご協力いただきますようお願いいたします。

③ 虚偽の申告をした場合又は申告をしない場合

申告すべき事項について虚偽・過少の申告をした場合、又は正当な理由がなく申告をしない場合は、**罰則規定により罰金または過料を科されることがあります。(地方税法第385条、第386条、市税条例第96条)**

13. 申告書について(資産をお持ちの方は必ずご申告ください)

① 前年度以前に申告された方(全資産申告(企業電算申告)は除く)・資産増減についての申告

※同封した電算打ち出しの種類別一覧表を参照し、増減資産を記入してください。

次の表の区分により○印のついている書類を提出してください。(△は原則提出をお願い致します)

申告の区分	申告書	種類別明細書		気を付けていただきたいこと
		増加用	減少用	
資産の増減がない方	○	×	×	申告書は「18.備考」欄中、「2.増減なし」に○をつけてください。
増加した資産がある方	○	○	×	種類別明細書の増加資産用紙に「増加資産」のみ記入してください。
減少した資産がある方	○	×	○	種類別明細書の減少資産用紙に「減少資産」のみ記入してください。
増加・減少資産の両方ともある方	○	○	○	種類別明細書の増加資産用紙に「増加資産」を、減少資産用紙に「減少資産」を記入してください。
廃業・解散・転出等の方	△	×	×	申告書「18.備考」欄中「4.廃業・解散・転出等」に○をつけて申告書をお送りいただくか、廃業等の内容を お電話でご連絡ください。

② 初めて申告される方

次の表の区分により○印のついている書類を提出してください。(△は原則提出をお願い致します)

申告の区分	申告書	種類別明細書 増加・全資産用	気を付けていただきたいこと
申告する資産がある方	○	○	明細書には、松戸市内に所在する全資産を記入してください。
申告する資産がない方	△	×	申告書「18.備考」欄中「3.該当資産なし」に○をつけて申告書をお送りいただくか、 お電話で資産が無い旨の連絡をお願い致します。

③ 全資産申告(企業電算申告)される方については、**必ず全資産の明細を添付してください。**また、全資産について1月1日現在の評価額を算出してください。

14. eLTAXの詳しい内容や手続き、お問い合わせ先について

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。

地方税共同機構(eLTAX) ホームページ<https://www.eltax.lta.go.jp/>

なお、eLTAXご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

eLTAXホームページの「よくあるご質問」 <https://eltax.custhelp.com/>

I. 債却資産申告書の記載要領

受付印		8年 1月 10日 (あて先) 松 戸 市 長		令和 8 年度 債却資産申告書 (債却資産課税台帳)		発送番号		※ 所 有 者 コ ー ド			
						001		12345678			
所 有 者	<p>(ふりがな) 1 住 所 又は納税通知書送付先</p> <p>271-0092 まつどし まつど 松戸市松戸12345 (電話 ○○○-○○○○○)</p> <p>(ふりがな) 2 氏 名 法人にあつてはその名称及び代表者の氏名</p> <p>まつどしかぶしきがいしゃ 松戸市株式会社 やぎりの 代表取締役 矢切野 たかし (屋号)</p>		<p>3 個人番号又は法人番号 99999999999999999999</p> <p>4 事業種目 (資本金等の額) 印刷業 (30 百万円)</p> <p>5 事業開始年月 昭和50年2月</p> <p>6 この申告に応答する者の の係及び 氏名 (電話 ○○○-○○○○○)</p> <p>7 税理士等の 氏名 (電話 ○○○-○○○○○)</p>		<p>8 短縮耐用年数の承認 有・無</p> <p>9 増加償却の届出 有・無</p> <p>10 非課税該当資産 有・無</p> <p>11 課税標準の特例 有・無</p> <p>12 特別償却又は圧縮記帳 有・無</p> <p>13 税務会計上の償却方法 定率法 定額法</p> <p>14 青色申告 有・無</p>		第二十六号様式 提出用				
資産の種類		取 得 価 額				15 市(区) 町村内における事業所等 資産の所在地		<p>① 松戸市 上本郷12345</p> <p>② 松戸市</p> <p>③ 松戸市</p>			
		前年に取得したもの(イ)	前年に減少したもの(ロ)	前年に取得したもの(ハ)	計(イ)-(ロ)+(ハ) (二)						
1 構築物	百万 千 円 1127000	百万 千 円	百万 千 円 1127000	百万 千 円 1127000	百万 千 円 1127000						
2 機械及び 装置	3984000		1955000		5939000						
3 船舶											
4 航空機											
5 車両及び 運搬具											
6 工具、器具 及び備品	1930000	370000			1560000						
7 合 計	7041000	370000	1955000		8626000						
資産の種類		評 価 額 (ホ)		決 定 価 格 (ヘ)		* 課 税 標 準 額 (ト)		16 借用資産 有・無		17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家	
		1 構築物	百万 千 円	百万 千 円	百万 千 円	百万 千 円					
		2 機械及び 装置									
		3 船舶									
		4 航空機									
		5 車両及び 運搬具									
		6 工具、器具 及び備品									
		7 合 計									
資産の種類		評 価 額 (ホ)		決 定 価 格 (ヘ)		* 課 税 標 準 額 (ト)		18 備 考 (添付書類等)		処理事項	
		1 構築物	百万 千 円	百万 千 円	百万 千 円	百万 千 円					
		2 機械及び 装置									
		3 船舶									
		4 航空機									
		5 車両及び 運搬具									
		6 工具、器具 及び備品									
		7 合 計									

…… この箇所は記入しないでください。また、企業の電算処理(全資産申告)による申告をする場合は、ご記入してください。

「取得価額欄の書き方」

- 初めて申告される方は、(イ)、(ロ)の欄を書く必要はありません。
- (イ)の欄には令和7年1月1日以前までに取得した資産の取得価額を種類別に記載してあります。
- (ロ)の欄には令和7年1月1日現在に所有していた資産のうち、令和7年1月2日から令和8年1月1日までに減少した資産の取得価額を種類別に合計して記載してください。
- (ハ)の欄には、令和7年1月2日から令和8年1月1日までに取得した資産の取得価額を種類別に合計して記載してください。
- ただし、令和7年1月1日以前に取得した資産で本年度に初めて申告する資産がある場合についても(ハ)の欄に記載してください。

1・2 所有者の住所、氏名

住所、氏名欄には、郵送のためあて名を印字しておりますが、印字された住所、氏名に誤りがあるときは、正しい住所、氏名を記載してください。

①所有者名

個人の場合は氏名を法人の場合は名称と代表者の氏名を記載してください。

氏名欄に所有者名の印字がなく、店名等が印字されているときは、正しい所有者名を記載してください。

②屋号

屋号があれば記載してください。

3 個人番号又は法人番号

個人番号(12桁)又は法人番号(13桁)を記載してください。

個人番号を記載した申告書を提出いただく際には、番号法に基づき、本人確認(番号確認、身元確認及び代理権確認)をしております。

申告の際には次の本人確認資料をお持ちください。郵送の場合には本人確認資料の写しの添付をお願いします。

①本人が申告書を提出する場合

番号確認	「個人番号カード」「通知カード(有効なもの)」「住民票の写し(番号付き)」等
身元確認	「個人番号カード」「運転免許証」「パスポート」等

①代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認	「個人番号カード」「通知カード(有効なもの)」「住民票の写し(番号付き)」等
代理人の身元確認	「代理人の個人番号カード」「代理人の運転免許証」「代理人の税理士証票」等
代理権確認	「税務代理権限証書」「委任状」等

4 事業種目(資本等の金額)

- ①事業種目を具体的に(例えば食肉小売業、自動車整備業等)記載してください。
- ②法人にあっては、資本金又は出資金等の金額を記載してください。

5 事業開始年月日

松戸市内で事業を開始した年月を記載してください。

6 この申告に応答する者の係及び氏名

この申告書を作成した方又はこの申告書の内容について応答できる方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。

7 税理士等の氏名

経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。

8 短縮耐用年数の承認

9 増加償却の届出

10 非課税該当資産

11 課税標準の特例

12 特別償却又は圧縮記帳

13 税務会計上の償却方法

14 青色申告

各項目の有無等を○で囲んでください。

15 市内における事業所等資産の所在地

松戸市内に所在する事業所、事務所、支店、営業所等の住所及び名称を記載してください。

なお、記載欄が不足する場合は、引き続き備考欄に記載するか又は別紙に記載し添付してください。

16 借用資産

借用(リース)資産の有無を○で囲んでください。また、借用(リース)資産がある場合は、リース会社等の名称等を記載してください。

17 事業用家屋の所有区分

該当する所有区分を○で囲んでください。

18 備考(添付書類等)

次のような事項を記載してください。

- ①1~5のうち該当する番号を○で囲んでください。
- ②「短縮耐用年数承認の写」「リース資産契約書」等添付した書類の名称
- ③その他、この申告に必要な事項

II. 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記載要領

令和8年度

※① 所有者コード
12345678

種類別明細書(増加資産・全資産用)

⑧ 所有者名

松戸市株式会社

⑨ 1枚のうち
⑩ 1枚目

行番号	資産の種類	資産コード	③ 資産の名称等	数量	取得年月			⑥ 取得価額	(1) 耐用年数	(2) 減価残存率	⑧ 価額	⑨ 課税標準の特例	⑩ 税率	⑪ 課税標準額	増加事由	⑫ 摘要	
					年号	年	月										
01 2	②		オフセット印刷機	1	R	3	2	1200000	10	.					1・2 3・4		
02 2			断裁機	3	H	31	4	50000	7	.					1・2 3・4		
03 2			オビカケ機	1	R	4	5	285000	7	.					1・2 3・4	柏市 より	
04 2			デジタル印刷機	1	R	7	12	420000	4	.					1・2 3・4		
05										.					1・2 3・4		
06										.					1・2 3・4		
07										.					1・2 3・4		
08										.					1・2 3・4		
09										.					1・2 3・4		
10										.					1・2 3・4		
11										.					1・2 3・4		
12										.					1・2 3・4		
13										.					1・2 3・4		
14										.					1・2 3・4		
15										.					1・2 3・4		
16										.					1・2 3・4		
17										.					1・2 3・4		
18										.					1・2 3・4		
19										.					1・2 3・4		
20										.					1・2 3・4		
				小計	6			1955000									

注意「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受け入れ、4その他のいずれかに○を付けてください。 ※  この箇所は記入しないでください。

第二十六号 様式別表一(提出用)

○種類別明細書(増加資産・全資産用)の記載につきましては、次のことにご留意いただき、「記載例」を参照してください。

- ※印及び部分は記載しないでください。
- 前年度に申告された方は、令和7年1月2日から令和8年1月1日までに増加した資産について記載してください。
- 本年度から初めて申告される方は、令和8年1月1日現在所有している償却資産全部について記載してください。
- 前年度に申告された方には、令和7年度償却資産種類別一覧表を送付しておりますので、申告内容の記載誤り等により数量又は取得価額の増加する資産がある場合には、増加分の数量又は取得価額を記載してください。
- 資産番号は記載の必要はありません。ただし、事業所で任意の番号を使用する場合は記載してください。下2桁は枝番です。

① 所有者コード
償却資産申告書に表示されている場合は、その所有者コードを記載してください。

⑨ 1枚のうち1枚目というようにページ数を記載してください。

② 資産の種類
資産の種類に対応する1~6の数字を記載してください。
1.構築物 4.航空機
2.機械及び装置 5.車両及び運搬具
3.船舶 6.工具、器具及び備品

⑩ 増加事由
該当する番号を○で囲んでください。
1. 新品取得 2. 中古品取得
3. 移動による受け入れ 4. その他

③ 資産の名称等
20字以内で記載してください。
「カタカナ」、「ひらがな」、「漢字」いずれも使用できます。
品名、規格、型式等については、「アルファベット」、「算用数字」も使用できます。

⑪ 摘要
課税標準の特例の適用を受ける資産については、「特例資産」と記載してください。
前年以前の申告内容の誤り又は改良費があった場合には、令和7年度償却資産種類別一覧表に表示されている当該資産の資産コードを記載してください。
移設により増加した資産がある場合には、移設前の市(区)町村名を記載してください。
割賦販売等により売主が所有権を留保している資産については、売主の氏名又は名称を記載してください。
一部増加資産は、増加後の数量及び取得価額を記載してください。
その他、特記すべき事項がある場合は、その旨記載してください。

④ 数量
資産又は設備等の数量は数字のみを記載し、「1式」、「1組」というように記載しないでください。

⑤ 取得年月
資産を取得(購入・製作)した年月を記載してください。年号は、それぞれ取得した年号(アルファベット)を記載してください。(例.R(令和)・H(平成)・S(昭和))

⑥ 取得価額
取得価額は、資産を取得するためにその取得時において通常支出すべき金額をいいます。
他から購入した資産にあっては、購入代価と購入に付随して支出した金額(荷役費、引取運賃、据付費等の付帯費)の合計額を記載してください。
自己の建設、製作、製造等により取得した資産にあたっては、原材料費、労務費、付帯費等の合計を記載してください。
圧縮記帳を行っている場合は、それらの圧縮額を取得価額に含めて記載してください。
改良費の支出(資本的支出)があった場合は本体と別にし、ひとつの資産として記載してください(耐用年数は本体と同じです。)

⑦ 耐用年数
減価償却資産の耐用年数等に関する省令(財務省令)別表1、第2、第5、第6に掲げる耐用年数を記載してください。
資産の陳腐化又は極度の損耗により国税局長の承認を受けた短縮耐用年数を使用した場合は、その耐用年数を記載してください。

⑧ 所有者名
償却資産所有者の氏名又は名称を記載してください。

III. 種類別明細書(減少資産用)の記載要領

令和8年度		種類別明細書(減少資産用)											④ 所有者名		⑤ 1枚のうち	
※① 所有者コード		③ ①			①			松戸市株式会社			1枚目					
行番号	資産の種類	② 抹消コード	① 資産の名称等	数量	取得年月			③ (イ) 取得価額			耐用年数	申告年度	⑥ 減少の事由及び区分	⑦ 摘要		
					年号	年	月	百万	千	円			1 売却 2 減失 3 移動 4 その他	1 全部 2 一部		
01	① 6	00023400	スチールキャビネット	1	S	63	5	120000	15			1	1・2・3・4	1・2		
02	6	00032000	ロッカー	1	R	2	6	100000	15			1	1・2・3・4	1・2		
03	6	02045600	机	3	H	14	7	150000	8			1	1・2・3・4	1・2		
04												1	1・2・3・4	1・2		
05												1	1・2・3・4	1・2		
06												1	1・2・3・4	1・2		
07												1	1・2・3・4	1・2		
08												1	1・2・3・4	1・2		
09												1	1・2・3・4	1・2		
10												1	1・2・3・4	1・2		
11												1	1・2・3・4	1・2		
12												1	1・2・3・4	1・2		
13												1	1・2・3・4	1・2		
14												1	1・2・3・4	1・2		
15												1	1・2・3・4	1・2		
16												1	1・2・3・4	1・2		
17												1	1・2・3・4	1・2		
18												1	1・2・3・4	1・2		
19												1	1・2・3・4	1・2		
20												1	1・2・3・4	1・2		
			小計			5				370000						

※ …… この箇所は記入しないでください。

○種類別明細書(減少資産用)の記載につきましては、次のことにご留意いただき、「記載例」を参照してください。

- ※印及び 部分は記載しないでください。
- 前年度以前に申告されている資産で、令和7年1月2日から令和8年1月1日までに減少されている資産が対象となります。また、全部減少又は一部減少かどうかを必ず記載してください。
- 前年度に申告された方には、令和7年度償却資産種類別一覧表を送付しておりますので、申告内容の記載誤り等により数量又は取得価額の減少する資産がある場合は、減少分の数量又は取得価額を記載してください。

- ① 所有者コード、資産の種類、資産の名称等取得年月、耐用年数
令和7年度償却資産種類別一覧表に表示されている当該資産の各項目の内容を記載してください。
- ② 抹消コード
令和7年度償却資産種類別一覧表に表示されている当該資産の資産コードを記載してください。
- ③ 数量、取得価額
全部減少した資産については、令和7年度償却資産種類別一覧表に表示されている当該資産の各項目の内容を記載してください。
一部減少又は申告誤り等による減少資産については、当該資産の減少分の数量及び取得価額を記載してください。
- ④ 所有者名
償却資産所有者の氏名又は名称を記載してください。
- ⑤ 1枚のうち1枚目というようにページ数を記載してください。
- ⑥ 減少の区分及び事由
該当する番号を○で囲んでください。
- ⑦ 摘要
当該資産の減少した事由が、「1. 売却」にあっては、売却先の名称等を「3. 移動」にあっては、その受け入れ先の市(区)町村名を「4. その他」にあっては、その減少理由等を記載してください。
申告済み資産の数量及び取得価額等に誤りがあった場合には、「申告誤り」と記載してください。
一部減少資産については、減少後の数量及び取得価額を記載してください。

15. 主な減価償却資産の耐用年数表

構築物・建物附属設備

構築物	細目	耐用年数	建物附属設備	細目	耐用年数
アスファルト路面		10	受変電設備・電気設備(照明設備)		15
コンクリート路面		15	給排水、衛星、ガス設備		15
金属製べい		10	冷暖房、ボイラー設備(出力22KW以下)		13
ブロックべい		15	冷暖房、ボイラー設備(その他)		15
打込み井戸		10	屋外消火栓		8
工場緑化施設		7	荷役用昇降機		17
庭園		20	店用簡易装備(間仕切り・内装・カウンター)		3
仮設建物		7	LAN設備(配線設備含む)		6
野立看板・広告塔(金属造)		20			
野立看板・広告塔(その他)		10			

工具

構造・用途	細目	耐用年数	構造・用途	細目	耐用年数
測定工具、検査工具(電気、電子を利用するものを含む。)		5	型(型枠を含む)、鍛圧工具、打抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム、ガラス成型用金型、鋳造用型	2
治具、取付工具		3		その他のもの	3
切削工具		2			

器具・備品

構造・用途	細目	耐用年数	構造・用途	細目	耐用年数
家具、電気機器、ガス機器、家庭用品(他に掲げてあるものを除く)	事務机、事務いす、キャビネット 主として金属製のもの その他のもの	15 8	時計、試験機器、測定機器	時計 度量衡品 試験、測定機器	10 5 5
	応接セット 接客業用のもの その他のもの	5 8	光学機器、写真製作機器	カメラ、映画撮影機、映写機、望遠鏡 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡	5 8
	ベッド 児童用机、いす 陳列だな、陳列ケース 冷凍機付のもの	8 5 6	看板、広告機器	看板、ネオンサイン、気球 マネキン人形、模型 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	3 2 10 5
	その他のもの その他の家具 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	8 5 5 15 8	容器、金庫	ボンベ 溶接製のもの 鋳造製のもの 塩素用のもの その他のもの ドラムかん、コンテナーその他の容器大型コンテナー(長さが6m以上のものに限る) その他のもの 金属製のもの その他のもの	6 6 8 10 7 3 2
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器 冷房用・暖房用機器 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他のこれらに類する電気・ガス機器 氷冷蔵庫、冷蔵ストッカー(電気式のものを除く)	5 6 6 4	金庫	手さげ金庫 その他のもの	5 20
	室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの	15 8	理容・美容機器		5
	食事・厨房用品 陶磁器製・ガラス製のもの その他のもの	2 5	医療機器	レントゲンその他の電子装置を使用する機器 移動式のもの、救急医療用のもの、自動血液分析器 その他のもの 消毒殺菌用機器 手術機器 調剤機器	4 6 4 5 6
	その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	15 8		歯科診療用ユニット 光学検査機器、ファイバースコープ その他のもの 陶磁器製・ガラス製のもの 主として金属製のもの ハバードダングその他の作動部分を有する機能回復訓練機器 その他のもの	7 6 8 3 6 6 10 5
事務機器、通信機器	謄写機器、タイプライター 孔版印刷、印書業用のもの その他のもの	3 5	娯楽・スポーツ器具	たつき用具 パチンコ器、bingo器その他これらに類する球戯用具、射的用具 碁、将棋、マージャン、その他の遊戯具 スポーツ具	8 2 5 3
	電子計算機 パソコン用コンピュータ(サーバー用のものを除く)	4			
	その他のもの	5			
	複写機、計算機(電子計算機を除く)、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5			
	その他の事務機器	5			
	テレタイプライター、ファクシミリ	5			
	インターネット、放送用設備	6			
	電話設備その他の通信機器				
	デジタル構内交換設備、デジタルボタン電話設備	6			
	その他のもの	10			

機械及び装置の耐用年数表 (財務省令別表第2参照)

番号	設備の種類及び細目	耐用年数
1	食料品製造業用設備	10
2	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	10
3	繊維工業用設備	
	炭素繊維製造設備	
	黒鉛化炉	3
	その他の設備	7
	その他の設備	7
4	木材又は木製品(家具を除く。)製造業用設備	8
5	家具又は装備品製造業用設備	11
6	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	12
7	印刷業又は印刷関連業用設備	
	デジタル印刷システム設備	4
	製本業用設備	7
	新聞業用設備	
	モノタイプ、写真又は通信設備	3
	その他の設備	10
	その他の設備	10
8	化学工業用設備	
	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	5
	塩化りん製造設備	4
	活性炭製造設備	5
	ゼラチン又はにかわ製造設備	5
	半導体用フォトレジスト製造設備	5
	フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	5
	その他の設備	8
9	石油製品又は石炭製品製造業用設備	7
10	プラスチック製品製造業用設備(他の号に掲げるものを除く。)	8
11	ゴム製品製造業用設備	9
12	なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備	9
13	窯業又は土石製品製造業用設備	9
14	鉄鋼業用設備	
	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備	5
	純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鉄管製造業用設備	9
	その他の設備	14
15	非鉄金属製造業用設備	
	核燃料物質加工設備	11
	その他の設備	7
16	金属製品製造業用設備	
	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備	6
	その他の設備	10
17	はん用機械器具(はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。)製造業用設備(第20号及び第22号に掲げるものを除く。)	12
18	生産用機械器具(物の生産の用に供されるものをいう。)製造業用設備(次号及び第21号に掲げるものを除く。)	
	金属加工機械製造設備	9
	その他の設備	12
19	業務用機械器具(業務用又はサービスの生産の用に供されるもの(これらものであつて物の生産の用に供されるものを含む。)をいう。)製造業用設備(第17号、第21号及び第23号に掲げるものを除く。)	7
20	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	
	光ディスク(追記型又は書換え型のものに限る。)製造設備	6
	プリント配線基板製造設備	6
	フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備	5
	その他の設備	8
21	電気機械器具製造業用設備	7
22	情報通信機械器具製造業用設備	8
23	輸送用機械器具製造業用設備	9
24	その他の製造業用設備	9
25	農業用設備	7
26	林業用設備	5
27	漁業用設備(次号に掲げるものを除く。)	5
28	水産養殖業用設備	5
29	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	
	石油又は天然ガス鉱業用設備	
	坑井設備	3

番号	設備の種類及び細目	耐用年数
	掘さく設備	6
	その他の設備	12
	その他の設備	6
30	総合工事業用設備	6
31	電気業用設備	
	電気業用水力発電設備	22
	その他の水力発電設備	20
	汽力発電設備	15
	内燃力又はガスタービン発電設備	15
	送電又は電気事業用変電若しくは配電設備	
	需要者用計器	15
	柱上変圧器	18
	その他の設備	22
	鉄道又は軌道業用変電設備	
	その他の設備	
	主として金属製のもの	
	その他のもの	17
		8
32	ガス業用設備	
	製造用設備	10
	供給用設備	
	鉄製導管	22
	鉄製導管以外の導管	13
	需要者用計量器	13
	その他の設備	15
	その他の設備	
	主として金属製のもの	
	その他のもの	17
		8
33	熱供給業用設備	17
34	水道業用設備	18
35	通信業用設備	9
36	放送業用設備	6
37	映像、音声又は文字情報制作業用設備	8
38	鉄道業用設備	
	自動改札装置	5
	その他の設備	12
39	道路貨物運送業用設備	12
40	倉庫業用設備	12
41	運輸に附帯するサービス業用設備	10
42	飲食料品卸売業用設備	10
43	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	
	石油又は液化石油ガス卸売用設備(貯そを除く。)	13
	その他の設備	8
44	飲食料品小売業用設備	9
45	その他の小売業用設備	
	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8
	その他の設備	
	主として金属製のもの	
	その他のもの	17
		8
46	技術サービス業用設備(他の号に掲げるものを除く。)	
	計量証明業用設備	8
	その他の設備	14
47	宿泊業用設備	10
48	飲食店用設備	8
49	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13
50	その他の生活関連サービス業用設備	6
51	娯楽業用設備	
	映画館又は劇場用設備	11
	遊園地用設備	7
	ボウリング場用設備	13
	その他の設備	
	主として金属製のもの	
	その他のもの	17
		8
52	教育業(学校教育業を除く。)又は学習支援業用設備	
	教習用運転シミュレータ設備	5
	その他の設備	
	主として金属製のもの	
	その他のもの	17
		8
53	自動車整備業用設備	15
54	その他のサービス業用設備	12
55	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	
	機械式駐車設備	10
	その他の設備	
	主として金属製のもの	
	その他のもの	17
		8

16. 申告書の提出を会計事務所等に依頼している方へ

償却資産の申告書類を、直接会計事務所等に送付してほしい方は、下記届出書の「1. 下記の者を代理人に定め、選任いたします。」を○で囲んで該当箇所に記入をして提出してください。提出いただきますと、来年度からは、届出書に記載された代理人宛に申告書(用紙)を送付します。

なお、この届出書は最初の申告の際に提出いただければ、毎年提出いただく必要はありません。

また、会計事務所等への依頼を中止又は変更された時は、下記届出書の「2. 代理人として定めた、下記の者を解任します。」を○で囲んで該当箇所に記入をして提出してください。(連絡がない場合は、その後も会計事務所等へ関係書類を送付することになり、大変ご迷惑をおかけすることになります。)

償却資産の申告に関する代理人(選任・解任)届出書

令和 年 月 日

松戸市長宛

届出人 [償却資産所有事業者]

所有者コード()

住所

氏名

〔法人はその名称
及び代表者氏名〕

電話

償却資産の申告に関する一切の件を

1. 下記の者を代理人に定め、選任いたします。
2. 代理人として定めた、下記の者を解任します。

切り取り線

代理人 [会計事務所等]

住所

(ふりがな)
事務所名称

代表者氏名

電話

※令和8年9月末までにご提出をお願いします。

代理人について住所・名称変更等ありましたらお手数ですがご連絡ください。